

学校法人産業医科大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

平成27年2月2日

令和 3年4月1日改

学 長

この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）（以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、学校法人産業医科大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用を防止し、適正な運営及び管理を行うために必要な事項を定める。

なお、「公的研究費」とは本学が管理する全ての研究資金をいう。

（責任体系の明確化）

1 研究費不正防止に全学で取り組み、全ての教職員の意識の向上と浸透を図る。

(1) 運営・管理に関わる責任体系の明確化

本学における公的研究費を適正に運営及び管理するために、「最高管理責任者」、「統括管理責任者」、「コンプライアンス推進責任者」及び「コンプライアンス推進副責任者」を置き、その役割、責任の範囲及び権限を明確化し、各責任者が不正使用防止対策を積極的に推進するとともに、責任体系を公開する。

(2) 監事との連携

監事がガイドラインにおいて求められる役割を十分に果たせるよう、関連部署は監事と連携し適切な情報提供等を行う。

（適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備）

2 公的研究費の不正使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

(1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施

公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員等に対して、本学の不正防止対策に関する方針、ルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、本学の諸規則、法令等を遵守し不正を行わない旨の誓約書の提出を求める。

また、研究費不正防止について全学的に意識の向上と浸透を図り、不正を起こさせない組織風土を形成することを目的として、継続的な啓発活動を実施する。

(2) ルールの明確化・統一化

公的研究費の使用及び事務手続きに関するルールについて、明確かつ統一的な運

用を図るとともに、公的研究費の運営及び管理に関わる全ての教職員等に対して周知を図る。

(3) 職務権限の明確化

公的研究費の事務処理に関する権限及び責任を明確にする。

(4) 相談窓口の設置

公的研究費に係る使用ルール及び事務手続について、学内外からの相談窓口を設置し、その仕組みを公開する。

(5) 通報窓口の設置

公的研究費の不正使用に関する学内外からの告発等の通報窓口を設置し、その仕組みを公開する。

(不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施)

- 3 公的研究費の不正使用を未然に防止するため、各組織体において不正を発生させる要因を把握し、その内容を集約するとともに本学全体の状況を体系的に整理し、不正防止のPDCAサイクルを徹底して、具体的な不正使用防止計画を策定・実施する。

(公的研究費の適正な運営及び管理活動)

- 4 不正使用防止計画を踏まえた適切な予算執行を行い、不正使用につながる問題点が把握できるよう、チェック体制を整備し、公的研究費を管理する。

(情報発信及び共有化の推進)

- 5 公的研究費の不正使用防止に向けた取組みについて、方針及び手続等の情報を発信するとともに、情報共有する。

(モニタリングの在り方)

- 6 内部監査結果及びモニタリング結果を不正使用防止計画に反映させるとともに、コンプライアンス教育及び啓発活動へ活用し、公的研究費不正使用防止を徹底する。